

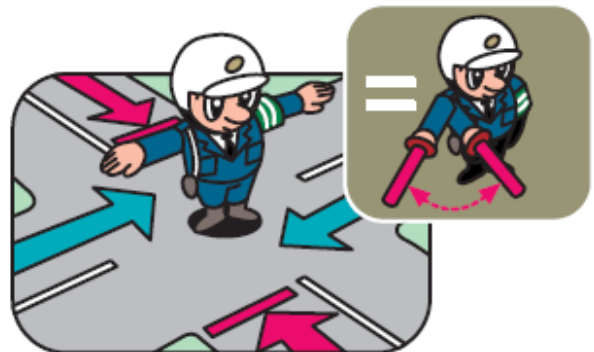
普段は信号機に従って通行している交差点ですが、災害や催事などの交通事情により、警察官や交通巡視員が手信号や灯火による交通整理を行うことがあります。また、方向指示器などの灯火類が故障した場合、ドライバーは自分の腕を使って右左折などの合図をする必要があります。そこで今回は、手信号等の意味や腕による合図の方法についてまとめてみました。

警察官や交通巡視員による手信号や灯火の意味

腕を横に水平に上げているときや灯火を横に振っているとき

警察官または交通巡視員が、腕を横に水平に上げた状態（腕をおろし、身体の方を変えないで交通整理をしている状態を含む）や、灯火を横に振っているとき。

- 横に水平に上げた腕（腕をおろした場合においては、身体の前側。以下同じ）や振られている灯火に平行する交通については、青信号の意味と同じ。
- 横に水平に上げた腕や振られている灯火に対面する交通については、赤信号の意味と同じ。

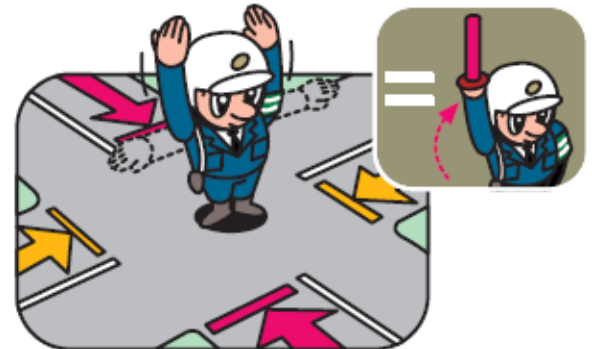


※矢印の色が信号の色を表しています。

腕を垂直に上げているときや灯火を頭上に上げているとき

警察官または交通巡視員が、腕を垂直に上げた状態（横に水平に上げた腕を垂直に上げ、または垂直に上げた腕を横に水平にもどすまでの間の状態を含む）や、灯火を頭上に上げているとき。

- 腕や灯火を上げている身体の前側に平行する交通については、黄信号の意味と同じ。
- 腕や灯火を上げている身体の前側に対面する交通については、赤信号の意味と同じ。



※矢印の色が信号の色を表しています。

交差点以外の場所での停止位置

警察官または交通巡視員が交差点以外で、横断歩道や自転車横断帯、踏切もないところで手信号等を行っている場合は、その1メートル手前で停止しなければなりません。





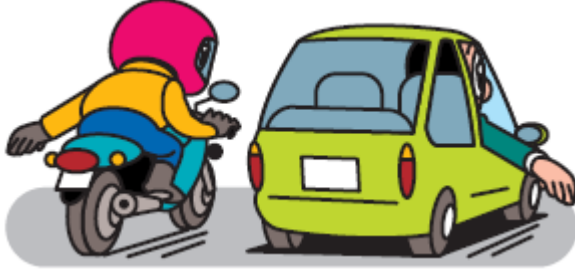

信号機の信号と異なる手信号等の場合

警察官または交通巡視員の手信号や灯火による信号が、信号機の表示する信号と異なる場合には、手信号や灯火による信号が優先になります。警察官または交通巡視員の指示に従いましょう。



腕による合図の方法

右左折や転回、進路変更、徐行や停止、後退の合図は、通常、方向指示器や制動灯、後退灯の灯火類を使用しますが、万一それらが故障などにより正常に作動しなくなった場合には、腕による合図を行います。自車の運転行動を周囲の車に確実に伝えるため、また、腕による合図を出している車の行動を正確に理解するためにも、それぞれの合図の方法を覚えておきましょう。

左折時・左側への進路変更時	右折時・転回時・右側への進路変更時
	
<p>左腕を車体の左側の外に出して水平にのばすか、もしくは右腕を車体の右側の外に出してひじを垂直に上に曲げる。</p>	<p>右腕を車体の右側の外に出して水平にのばすか、もしくは左腕を車体の左側の外に出してひじを垂直に上に曲げる。</p>
<p>【合図を行う場所・時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●右左折時・転回時：右左折や転回しようとする地点から30メートル手前の地点に達したとき。 ●進路変更時：進路を変更しようとするときの3秒前。 	
徐行時・停止時	後退時
	
<p>腕を車体の外に出して斜め下にのばす。</p>	<p>腕を車体の外に出して斜め下にのばし、かつ、手のひらを後ろに向けてその腕を前後に動かす。</p>
<p>【合図を行う時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●徐行や停止をしようとするとき。 	<p>【合図を行う時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●後退しようとするとき。

「ご相談・お申込先」

【取扱代理店】株式会社グリーンライン保険サービス

【住所】福岡県北九州市小倉北区富野台3番12号

【電話】093-513-8118 【FAX】093-513-8117

※イラストの二次利用はご遠慮願います

【制作】株式会社インターリスク総研 リスクマネジメント第二部 交通リスク第一グループ